

地域共生社会の実現に向けて
すべての地域住民とともに地域の課題に取り組みます。

推進協が目指すもの

社会福祉法人がその使命と役割を発揮し、
連携・協働して、地域の課題に対応することにより、

“**地域で輝く社会福祉法人**”となることを目指します。

そして、有望な人材を惹きつけ、やりがいをもって育てることにより、

将来にわたって、

安定的に質の高い福祉サービスや事業を提供し続け、

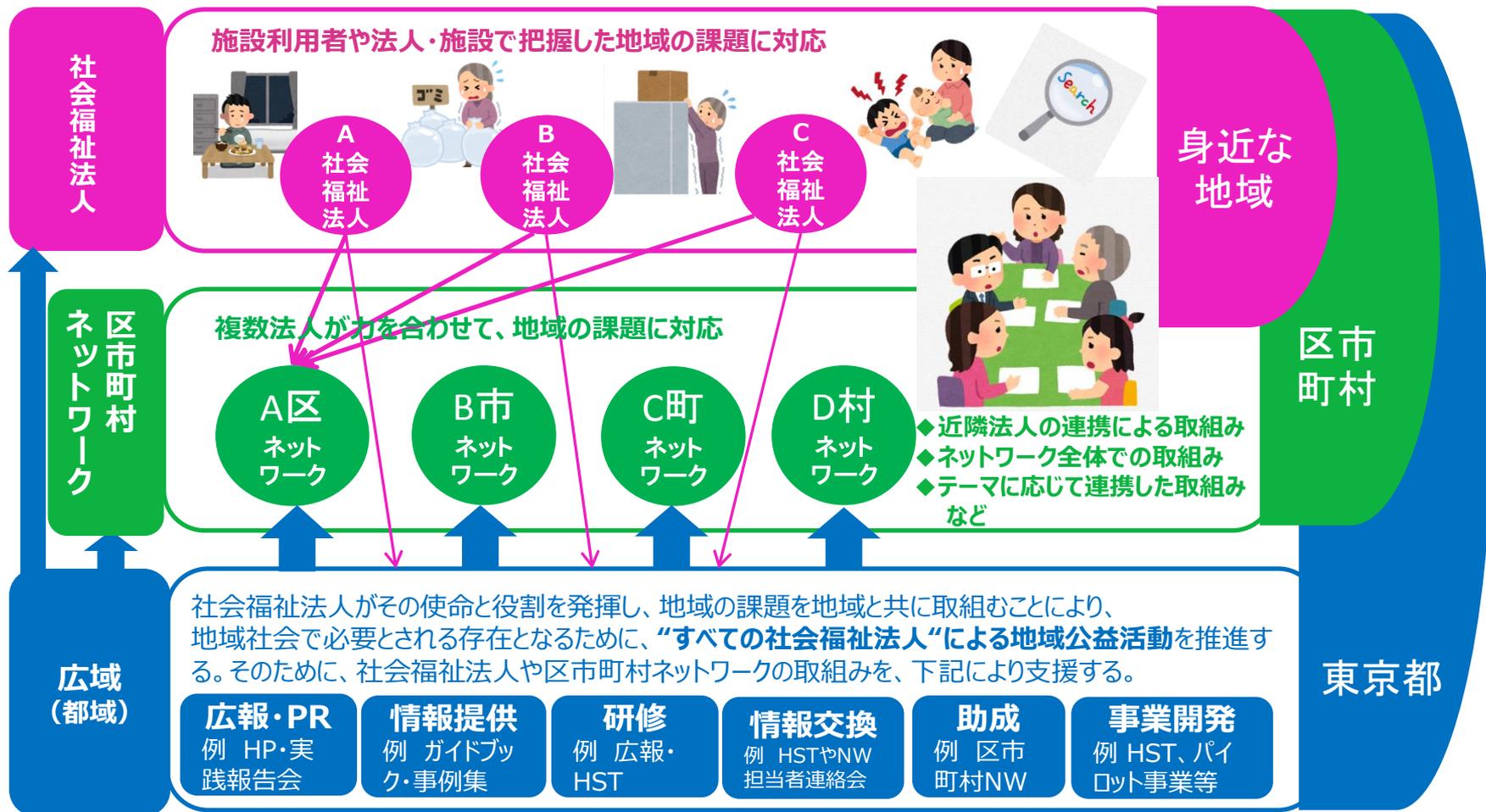
今以上に地域社会から必要とされ、

共に生き、共に創る存在となるために、

“**すべての社会福祉法人**”による地域公益活動を推進します

東京都内における地域公益活動推進体制

3つの層の役割と活動



→参加 →支援 ※HST：はたらくサポートとうきょう NW：ネットワーク

『広域ネットワーク』としての推進協の役割と事業

方針

- ① 3つの層の取組みの情報発信・見える化を行う
- ② 区市町村ネットワーク (NW) の取組みを推進する
- ③ 人材確保・育成・定着につなげる取組みを行う

役割 1 広報・P R

ホームページや実践発表会などを通じて、社会に情報発信して、社会福祉法人の取組をアピールします。

【事業】

- ◆ ホームページの更新・充実
- ◆ 実践発表会・研修の実施
- ◆ ブックレット等の作成
- ◆ 福祉関係学校・マスコミ等への周知
- ◆ 東京都福祉人材センターとの連携

役割 2 区市町村NW支援

区市町村ネットワークへの事務費・事業費の助成、事業開発したメニューの提示・支援等を通じて、ネットワークの組織化と事業実施を支援します。

【事業】

- ◆ ネットワークへの助成
- ◆ 関係者連絡会による情報共有
- ◆ ネットワークで取組む事業メニューの開発提示による新たな事業のモデル実施支援

役割 3 事業開発

社会福祉法人や区市町村ネットワークで取組む事業メニューを開発し、提示します。また、そのための研修や情報共有の場づくりを行います。

【事業】

- ◆ はたらくサポートとうきょうの実施
- ◆ 研修の実施
- ◆ 実践ノウハウの情報交換
- ◆ 新たな事業メニューの検討と区市町村ネットワークと連携したモデル事業実施

連携

推進協の会費(～H33)

活動会費を55～60%に減額(基礎会費はそのまま)

No.	区分	現状		改訂	
		基礎会費	活動会費	基礎会費	活動会費
1	2億未満	事業所毎 6,000円	0	事業所毎 6,000円	0
2	2~4億未満		10,000		6,000
3	4~6億未満		30,000		17,000
4	6~8億未満		60,000		33,000
5	8~10億未満		100,000		55,000
6	10~20億未満		160,000		90,000
7	20億以上		250,000		140,000

	H30	H31	H32	H33	H34
会費収入	17,586,000	18,113,580	18,656,987	19,216,697	
事業支出	18,324,000	18,724,000	18,924,000	19,124,000	
人件費	7,024,000	7,024,000	7,024,000	7,024,000	今後、 検討
事業費	3,500,000	3,500,000	3,700,000	3,900,000	
事務費	300,000	300,000	300,000	300,000	
助成金事務費	1,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	
助成金事業費	6,000,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	
収支差額	-738,000	-610,420	-267,013	92,697	

※経過期間中の不足額は、繰越金(1400万円程度)から充当する。

【会費について】

- 会費については、活動会費を約55～60%に減額し、年度の収支バランスを図る。
 - 区市町村ネットワークへの**事務費助成**については、1地区5万円×50地区を想定した金額(250万円)を設定。**事業費助成**については、**年18地区(1地区30万円)**分の助成額の予算を確保。
 - 繰越金**については、社会福祉法人や区市町村ネットワークで取り組む**事業開発**のための**プロジェクト**や**モデル事業実施**、**収支差額の一時的不足分**などに**限定的**に充てる。
 - H34年度以降は、**区市町村ネットワーク**で取り組む**事業**にかかる**経費**は**各ネットワークでの確保**を目指し、**区市町村ネットワークへの事業費助成金**については、**新規事業**や**先駆的開拓的**事業を中心に絞り込み助成する方向とする。
- ※H30の会費から適用する。

34年度に向けて

- ◆東社協会員 社会福祉法人・事業所 **全加入**の組織とする。
- ◆会費は、東社協会費に上乗せし、**事業所単位**とする。
- ◆区市町村ネットワークで取組む事業経費は**各ネットワークで確保**する。
- ◆区市町村ネットワークと推進協の連携を強化する。